

【重要】工事費内訳書について

令和8年4月1日以降に公告される入札からは、提出いただく工事費内訳書に材料費、労務費などの必要経費を必ず記載してください。

これらの項目が記載されていない場合、入札は無効となります。

提出前に必ず内容をご確認ください。

○内訳書に新たに記載が必要となった項目

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
(労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額)
- ・ 安全衛生経費 (労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)
- ・ 建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

○注意事項

- ・ 古い様式では必要項目が不足している場合があります。必ず最新の内訳書様式をご使用ください。
- ・ 材料費・労務費などの算出が困難な場合でも、空欄のまま提出すると無効となります。項目に対応する計上が可能な金額を記載してください。
- ・ 別添の工事費内訳書の注意事項もご参照ください。

○下記HPもご参照ください。↓

労務費ダンピング調査について (北海道建設部建設管理課)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/seido_kaisei.html